

福島町議会基本条例諮問会議 【第5回】

- ◆ 日 時 平成22年10月2日（土） 午後3時
- ◆ 場 所 福島町議会議員控室（3階）

福島町議会事務局

次 第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 会長の互選
- 4 前回会議の確認
- 5 協議事項
 - (1) 議員歳費について
 - (2) 議員定数について
 - (3) 答申書について
- 6 次回の進め方等
- 7 その他
- 8 閉 会

1. 会長の互選

常磐井武典会長の辞職に伴い新たに会長を委員の互選により決定していただきます。（議会諮問会議条例第5条第2項による）

氏	名
---	---

2. 前回会議（9/4）の確認

議員との意見交換の内容と協議項目の結果等は、次のとおりです。

（1）議員との意見交換（要点）

- ①このような土曜日の会議に今まで出席したことはなく、今後も土曜日を利用した会議を考えているか。
- ②議長から諮問されたとは言え、何も身分の保証もなく議員の歳費を決めるというのは大変だと思います。議員が予算を伴う条例を作ることは、大変な問題です。今回は、諮問会議が提案することになっていますが、これをこの後議員が提案することになります。諮問された事を議員が組み取って、条例の中に入れていくことになります。昭和55年に制定した特別職報酬等審議会条例があり、第2条の所掌事項に「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」とあります。議会基本条例を作り、議員の歳費を改正する場合は議員が提案するとなっています。予算を伴う条例を議員発議で提出して、それを可決することを諮問会議の皆さんはどこまで考えているか。
- ③議会基本条例では、議員の歳費を議員で決めると書いています。決めると言ってしまったら素案も何もないです。議員の事を思い、町長側が特別職の報酬等審議会に提案してそこで決めるとなっています。一番嫌な所を諮問会議にお願いして決めてもらいたいと言っているのです。
- ④議員定数を定める一番大事なことは、福島町の議会に一体議員が何人必要なのか、そこから始めていかない限りは駄目だと思います。
- ⑤諮問会議を設けて、町民の目線から議会を他町も参考にしながら決めていけるということですから、諮問委員の責任とか、決め兼ねると言うことではなく、リラックスして近隣の四町の定数や歳費の問題も基本的なところ拾い上げてそこから一歩ずつ進んでいけば良いのではないかと考えます。従来よりも、諮問会議に世話になり、町民の意見を交えての歳費や議員定数ですから、そんなに責任を感じないで検討していただきたい。

- ⑥前回の改選期の時に10人分の給料を12人で割り返すという事をしました。
この考え方について諮問会議の中でどのような意見が出たのか。歳費が上がるにしろ下がるにしろ、人数で割り返すようなことではなく、人数に対する歳費の形を出していただきたい。
- ⑦12人を10人の給料で割り返すというのは、自立プランが出来る前に決めた事です。これは議会が町民との懇談会の中で次期の定数は9人か10人か議論された中で出てきた問題です。歳費を提案すれば、町民の目線といっても高くなったら必ず町民から言われます。諮問会議でも4年前のこの整理の仕方をどのようにするかきちんとしないと前に進めないと思います。
- ⑧私は10人の報酬を12人で割り返すということに賛成した1人です。議員の委員会活動は、私が始めて議員になった当初から見るとかなりの議会に来る日数が多くなっているの10人では駄目で、やはり12人ということでした。町が大変厳しく赤字財政になるということもあって、議員の報酬を下げるべきだということで私も賛成し、現在に至っている訳です。今の議会活動は、委員長や副委員長を見るとかなりの日数で議会に足を運んでいます。やはり今の歳費では大変だと思います。自分の仕事を持っている人はいいとしても、これから若い人が議員になろうとしても今の歳費では、町のためにはやっていけないのではないかと感じています。歳費の問題については大変なご苦労だと思います。諮問機関からいただいた意見をこれから議員として慎重に受けとめて、町民のためにしっかりと活動していきたいと思っています。
- ⑨定数と報酬の問題は一体のものとして考えられると思います。法律の議員定数の上限は2,000人未満の町村で12人です。間もなく5,000人を切るという段階では上限の18人の中に入る12人で現時点では適正、適当な定数と思っています。民意は今日の経済状況の中では、上げるとか増やすことは絶対反対であることは間違いありません。4年前に自立プランで決めた削減はその時代の決定です。時代が動いていく中でどれくらい変化してきたか、動いたかそれによって再度審議しながらどのような諮問結果の意見が出されてもそれを尊重すべきだと思います。尊重するということと、その通りやるということとはまた別だと思います。
- ⑩10人を12人で割り返しているのは、その時はそれがやむを得ずそういう形を取ったということだと思います。大きな合併問題が不調に終わった。議会の委員4名は全部反対でした。聞こえてくるには、議会が悪いから合併できないというような話まで聞こえました。まず、合併が出来なかった。そして自立プラン、町単独運営という非常に厳しい状況になってきたこと。常任委員会が2つになったこと。6人ずつ12人です。それを1人ずつ減らして10人になると、5人ずつの委員会になる。それから委員長、副委員長、議長、副議長というメンバーがその中に入ってくる訳で、非常に編成していくためには苦しい委員会事情になるということもあって、止む無く10人の報酬で12人ということでありました。これは議員とすれば、本当に素晴らしい状況というか、考え方ではなかったのかなと今でも自負しております。これからのことですが、4年前とこの4年間の間に議会の変わり様が委員長としてもびっくりするくらい変わっています。委員外委員制度で両方の委員会に出

ることができること。当然回数が増えます。委員会そのものも随分増えています。これからの議論になると思いますが、議員を減らしていくという状況にはならないし、委員会を減らすという段階には絶対ならないということになると思います。

- ⑪平成 11 年から議長が代わり議会改革に着手してから、随分と議員活動も違いが出てきました。議会開催の時、会議に参加するだけが議員の活動、表面的なバッチを付けている時が議員活動だという考え方が従来あったと思います。諮問会議に参加させていただいて、実は感動しました。一般質問の準備の期間の日数であるとか、目に見えない活動をしっかりと諮問委員に理解させていただいて、しかも最初に歳費が少な過ぎるという委員の言葉に感動しました。益々、議会改革を基本条例に示した内容でしっかりと活動を進めていかなければならないと思いますし、諮問委員の言葉に足りる活動の内容を作っていかなければいけないと思います。若い人達もしっかりと議会に参加していただく為には、やはり基本条例に示したように必要な標準の歳費を示すべきだと考えています。
- ⑫歳費の部分で今のままでは、可処分所得で考えると他の仕事をしている方が良いという理論も成り立つぐらいの額だと思います。更に下げていくというとうどうなるかという、生活に不安のある人はまず立候補できません。将来自分が年金をきちんと払って基礎年金プラス別な年金も貰えるというようなことを考えると、若い人が本当に立候補して地方自治を進めていくところに行くかという、気持ちはあってもなかなか出来ない実態が出てくると思います。下げるということは、低所得者を排除する理論に繋がると思います。適正、これはなかなか難しいですが、首長或は特別職、管理職の 1 時間当たりの単価のようなものを基本（基準）として論議されるべきでないのかと思います。
- ⑬四町の議員が近い中でそれぞれの町の中で働いて頑張っていることを考えるならば、今の歳費であれば若い人は当然出てこないと前の時も言っています。これから先も出てこないと思います。それは、まちづくりとしてはちょっと欠けている所が出てくるのではないかと思います。
- ⑭アンケートを取って決めるようなニュアンスで言っていますが、それをやってしまうと、今の森町のような見方が出てきた時に、諮問会議としては全くミスをしたようなことになると思うので、その点はもう少し自重した方がいいと思います。議会活動を個々に町民が全て見ている訳ですから、そのような観点からもただ人数を減らせば良いということではなく、民意の反映ということもありますし、今日の意見を総体的に取られて各方面からもう少し詰めていった方が今後の捉え方としては大変諮問委員会としても楽に考えられるのではないかと思います。
- ⑮人口減や高齢化率 36 パーセント以上の現状からすると、今の議員定数を削減し 10 人が良い感じがしますので、近隣町の報酬を考えて大体同じレベルの方に持って行ってもらいたいし、委員会も 1 つにしてやっている所もいっぱいあります。そういうことも考慮しながら諮問で色々揉んでいただきたいと思います。

(2) 協議事項

(1) 議員歳費について

- ① 歳費を検討する際の5つの原則を次のとおり確認しました。また、それぞれの原則が歳費の引き上げに、プラスに作用するもの、マイナスに作用するもの、どちらにも作用しないものに区分することを確認した。

【5つの原則（特殊性）】

- | | |
|---------------------------|--------|
| ○議員の活動日数をできるだけ算定に反映させ | 【プラス】 |
| ○極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける | 【マイナス】 |
| ○基準と数字を示して説明できる方式をめざす | 【中立】 |
| ○財政状況を配慮する | 【マイナス】 |
| ○議会活動の活性化をさらにめざす | 【プラス】 |

- ② 平成16年度から平成21年度までの町の一般会計決算状況等を確認した。
- ③ まちづくり行財政推進プランによる、平成22年度から平成26年度までの財政推計等を確認した。（財政調整基金は、平成21年度末で11億1千7百万円であることから、単純に平成26年度末の残高は約2億7千万円多くなることも確認した。）
- ④ 管内及び全道・全国の議会費の一般会計に占める割合を確認した。
- ⑤ 算定方式の選定等
各算定方式について、5つの原則に即しているか検討した。即しているものは「○」、即していないものは「×」、その他「△」とした。また、現行と元に戻す（12人で12人分を賄う）区分も追加。（詳細は下表のとおり）

〔次回に向けた確認事項〕

- A方式、D方式、E方式の3方式に絞り、さらに内容精査のうえ検討する。
- A方式の町長給料基準を三役平均給料に置き換えたものを追加し検討する。
- D方式は三役総額を加味したものである。条例で副町長を置かないこともできるので、総額が大きく動くことも想定される。このため、三役平均額に置き換える等合理的なものを追加し検討する。

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数	歳費 抑制	基準 数字	財政 配慮	議会 活動
A. 全国町村議会議長会検討方式	78,640	現行と比較すると2.52倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費325千円を比較すると1.85倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
B. 類似団体等比較方式	41,915	現行と比較すると1.33倍となる。議員の活動日数がどのように反映されているか客観的に説明することは困難である。従来からの方式に最も近く、町民の理解は得やすい。	×	○	×	○	×
C. 町職員平均給与平均比較方式	66,220	現行と比較すると2.12倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費279千円を比較すると1.56倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	×	×
D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味	42,435	現行と比較すると1.36倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費175千円を比較すると0.99倍となる。2元代表制における議員歳費を三役(執行機関)給料総額内に抑える方式である。	△	○	○	○	△
E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	38,664	現行と比較すると1.24倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費162千円を比較すると0.99倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	○	○	○	×
F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	45,168	現行と比較すると1.45倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費195千円を比較すると1.11倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	○	×
■現行の歳費	31,179	12人分を議員10人で賄う	×	○	×	○	×
■元に戻す	37,078	元に戻し、12人分を12人で賄う	×	○	×	○	×

(2) 議員歳費について

一部ポイントの内容を整理し、引き続き検討することを確認した。

◆整理するポイント

- 地域主権等で活動日数は増加傾向にある
 - 活動日数だけでなく、判断する仕事が多くなる（議決責任）
- 議案の提案提出権（法第 112 条）～議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成
- 修正の動議（法第 115 条の 2 項）～議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成
- 懲罰の動議（法第 135 条第 2 項）～議員定数の 8 分の 1 以上の者の賛成
 - 2,000 人未満の定数 12 人を項目に上記 3 つを一括りに整理
- 通年議会で主体的・機動的に活動を展開していること
- 町民に対する説明責任を果たす、議会報告会等を開催していること
- 議決事件を拡大（12 の主要な計画を対象）し、議決責任という役割を町長等と応分に分担していること
- 議会評価と議員評価を通して活動内容を周知し、情報を共有することにより議会活度の活性化を進めていること
 - 上記 4 項目の内容をもう少し詳しく説明

(3) 今後の進め方

今回は、歳費と定数を中心に検討する。最後（第 6 回）に、平成 21 年度の議会評価の内容と基本条例全体を検討する。

※ 第 5 回会議 10 月 2 日（土曜日） 15 時より

(4) その他

- 常磐井会長の発言（要約）

私のアンケートの考えが色々問題となり、アンケートを取り入れることがなければ会長のイスを譲りたいと話しました。説得していただき、諸々の問題点に関して結論付けることが出来ないという答申もあるということで踏み止まりました。会長でありながら、決して前向きな見方をすることが出来ない状況にあります。委員の皆さんから、話が一向に進まない指摘されればイスは譲りたいと思います。全会一致（会長を含む 5 人）で全ての項目が答申されるということが条件で、これは嘘ではないと。散々引っぱった挙句やはり、諮問会議の中では結論付けることが出来ませんということをお私 1 人で足を引っ張ることになるかもしれませんが、その時にはご指摘いただきたいと思ひます。

3. 協議事項

(1) 議員歳費について

前回会議で確認された次の内容により検討していただき、算定方式案を決定していただきます。その上で、答申に当たっての基本的な考え方についても検討していただきます。

〔第4回会議の確認事項〕

- A方式、D方式、E方式の3方式に絞り、さらに内容精査のうえ検討する。
- A方式の町長給料基準を三役平均給料に置き換えたものを追加し検討する。
- D方式は三役総額を加味したものである。条例で副町長を置かないこともできるので、総額が大きく動くことも想定される。このため、三役平均額に置き換える等合理的なものを追加し検討する。

①A方式・D方式・E方式の再整理

(ア) A方式

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
A. 全国町村議会議 長会検討方式	78,640 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると2.52倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。 (町長給料=65万円)	○	×	○	×	○
○歳費月額 議 長 585,000円 副 議 長 390,000円 委 員 長 347,000円 議 員 325,000円 〔注〕 仮算定額であること		◆課題(問題点) ①管内、全道と比べ非常に高い月額 ※議員の例 全道平均 258,776円の1.26倍 ②町長給料の変動に大きく左右される ③責任度合いを同様に考えて良いか ④議員と議長の月額に大きな差	○補足説明 (a) 議員の活動日数が100%反映 (b) 極端に歳費月額が高くなる (c) 方式・数字を説明できる (d) 負担は大幅に増える (e) 活動内容が充分加味される				
□前回確認による試算 (三役平均給料基準)		①平均給料 58万円(町長 65万円、副町長 57万円、教育長 53万円) ②歳費月額 議長 522,000円、副議長 348,000円、委員長 310,000円 議員 290,000円 ③歳費(年間) 70,073千円 ※A方式に比べ8,567千円(10.9%)の減。現行総額の比較では2.25倍。					
<p>●課題等の整理</p> <p>◆課題①、②の対応</p> <p>(1) 議員活動日数の再整理 確認した議員の活動日数は、表に現れる活動68日、表に現れない活動95日、計163日を標準とする考え。議論では、一般質問への取り組みや本会議に付随した活動の実態等が各議員によってばらつきがあるのではないかと指摘もあった。H21年度の議会評価を見ると、35項目のうち「△一部水準に達していない」が7項目ある。この結果は、表に現れない本会議や委員会に付随する活動等が充分でないことも要因にあると考えられる。このため、表に現れない活動日数95日については、1/2を減じて48日を標準とすべき日数とし、表に現れる68日を加えた116日を標準活動日数とする考え方。議長、副議長も同様。</p> <p>(2) 基準となる給料の再整理 三役の平均給料を基準とすることで極力影響を避ける。</p> <p>(3) 上記(1)(2)による試算例 ・議員 116日÷町長 301日=0.38 標準率30%×三役平均580,000円=174,000円(195,000円) ・副議長 152日÷町長 301日=0.50 標準率50%×三役平均580,000円=290,000円(325,000円) ・議長 217日÷町長 301日=0.72 標準率70%×三役平均580,000円=406,000円(455,000円) ・委員長 議員 174,000円×1.07=186,000円(208,000円) 注。()は65万円の算定額</p> <p>◆課題③の対応</p> <p>(4) 町政の代表者である町長の責任と、町民の代表機関である議会(議員)の責任の重さ(程度)を客観的に判断することは極めて困難と考える。引き続き、町長の責任を「1」とした場合の議員の責任割合を検討していくことが必要と考える。</p> <p>◆課題④の対応</p> <p>(5) ほぼ常勤に近い議長は高い歳費額となる。議員を1とした場合の役職毎の現行と全道の類似団体(C区分)の比率を利用し調整した場合。 ・議長 現行 1.51×174,000円=262,000円 全道 1.49×174,000円=259,000円 ・副議長 現行 1.18×174,000円=205,000円 全道 1.19×174,000円=207,000円 ・委員長 現行 1.07×174,000円=186,000円 全道 1.08×174,000円=187,000円</p> <p>□上記による歳費(年額)比較〔定数12人の場合〕 上記(3) 45,827千円 → 日数再整理、三役平均、役職調整なし 上記(5)の現行比率 42,051千円 → 日数再整理、三役平均、役職調整(現行比率採用) 上記(5)の全道比率 41,323千円 → 日数再整理、三役平均、役職調整(全道平均比率採用) ※参考 H18.4.1時点に戻した場合(12人分) 37,078千円</p>							
備 考							

(イ) D方式

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
D. 全国町村議会 議長会方式に全 議員と三役人件 費比較率を加味	42,435 千円	<p>現行総額 (31,179 千円) と比較すると 1.36 倍となる。2 元代表制における議員歳費を三役 (執行機関) 給料総額内に抑える方式である。</p> <p>※調整率 0.540</p> <p>三役総額 A方式総額 42,511 ÷ 78,639</p>	△	○	○	○	△
○歳費月額 議 長 315,000 円 副 議長 210,000 円 委 員長 187,000 円 議 員 175,000 円 〔注〕 仮算定額であること		<p>■課題 (問題点)</p> <p>①副町長を置かない場合は大きな影響を受ける</p> <p>②三役と議会の比較を説明ができるか</p> <p>③議員定数が減少すると高くなる</p>	<p>◆補足説明</p> <p>(a) A方式に準じている</p> <p>(b) 高くないよう調整</p> <p>(c) 方式・数字を説明できる</p> <p>(d) 極力負担を抑える</p> <p>(e) A方式に準じている</p>				
□前回確認による試算 (副町長を除いた総額)		<p>①二役総額 28,771 千円 ÷ A方式総額 78,639 千円 = 調整率 0.365</p> <p>②歳費月額 議長 213,000 円、副議長 142,000 円、委員長 126,000 円 議員 118,000 円</p> <p>③歳費 (年間) 28,684 千円</p> <p>※A方式に比べ 49,956 千円 (63.5%) の減。現行総額の 0.92。</p>					
<p>●課題等の整理</p> <p>◆課題①③の対応</p> <p>(1) 三役総額の変動 現状からすると、副町長を「置かない」とする想定は、難しいと思慮する。当該方式はA方式で求めた歳費額の総額を三役人件費総額内に収まるよう調整するものである。仮に副町長を置かない場合の歳費額は当然大幅に少なくなる。議員で比較すると 175,000 円から 118,000 円と、57,000 円 (32.6%) の減となる。 逆に議員定数を少なくすると高くなる。特別職及び議員数が歳費額に大きく影響する方式であることから、課題解決はできないと考える。</p> <p>(2) 課題②の対応 二元代表制の議会と執行機関 (三役) の対等関係を、歳費と三役人件費の総額に置き換えて比較することは説明できると考える。</p>							
※ 判 断							

(ウ) E方式

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
E. 全国町村議会 議長会方式に全 道平均の長給料 に対する比率を 加味	38,664 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると 1.24倍となる。議員の活動日数が反映 されたものとはなっていない。	×	○	○	○	×
○歳費月額 議 長 247,000円 副 議長 195,000円 委 員長 175,000円 議 員 162,000円 〔注〕 仮算定額であること		■課題(問題点) ①全道議員の長給料に対する平均割合 を活動日数(比率)に置き換えること が説明できるか ※置き換えた率 議 長 90%→38% 副議長 60%→30% 議 員 50%→25%	◆補足説明 (a) 反映されない (b) 高くないよう調整 (c) 方式・数字を説明できる (d) 極力負担を抑える (e) 加味される要素はない				
●課題等の整理 ◆課題①の対応 町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を、町村議会実態調査(北海道町村議会議長会発行)により議員の 長給料に対する平均割合に置き換える考え方。実態調査には、議員報酬の決定方法(根拠、方式)の調査項目は ない。相違する尺度に置き換えることの説明は難しい。							
※ 判 断							

②算定方式案の決定について

・算定方式案 「 」

・答申に当たっての基本的な考え

(2) 議員定数について

次のポイントにより、さらに検討していただき、議員定数の考え方をまとめていただきます。

※ポイント

■全国的なもの

- (1) 地域主権の動きの中で活動日数は増加傾向にあること。自治基本条例や議会基本条例による議決案件が増え議決責任も大きくなっていること。
- (2) 地方自治法

人口 2,000 人未満の町村 12 人 (法律上の上限)

- | |
|--------------------------------|
| 議案の提案提出権～議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成 |
| 修正の動議～議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成 |
| 懲罰の動議～議員定数の 8 分の 1 以上の者の賛成 |

■議会基本条例の活動

- (3) 会期を 1 年 (4/1～3/31) とする通年議会とした。会期に制約されることなく議会が自律した議会活動を展開していること
- (4) 町民への説明責任を果たすため、議会報告会 (年 1 回以上) や広報広聴活動を積極的に開催していること
- (5) 議決事件を拡大 (12 の主要な計画を対象) し、議決責任という役割を町長等と応分に分担していること
- (6) 1 年間の議会活動を全国・全道の町村議会と比較し評価する「議会評価」と議員が活動目標の取り組み等 1 年間を振り返って評価する「自己評価」を通して広く町民に活動内容を周知し、情報を共有することにより議会活度の活性化を進めていること

■その他

- (7) 1 常任委員会当たり定数 6 人を再検討する必要はないか
- (8) 議員一人当たりの町民数は念頭に置かなくてもよいか

※まとめ

(3) 答申書について

本日までに調査検討した諮問項目の答申書の構成(項目・内容)について、検討していただきます。

[構成イメージ]

- ①表紙 タイトルは「答申書」とする。名称。答申年月。
- ②はじめに 諮問の背景。諮問事項。調査検討の方法。答申の扱い。
- ③本文
 - 適正な議員定数(現行12人)の検討
 - ・前書き(検討手順等を述べる)
 - ・議員活動日数の整理
 - ・常任委員会の整理
 - ・議論のポイント
 - ・決定内容
 - ・付帯意見(必要に応じ)

 - 適正な議員歳費(報酬)の検討
 - ・前書き(検討手順等を述べる)
 - ・現状歳費の説明と考え方
 - ・算定方式の整理
 - ・決定内容
 - ・付帯意見(必要に応じ)

 - 平成22年度議会評価の検討
 - ・前書き(検討手順等を述べる)
 - ・平成21年度議会評価の検証
 - ・平成22年度議会評価に期待すること

 - 議会基本条例全体の検討
 - ・前書き(検討手順等を述べる)
 - ・検討内容

 - 会議開催状況
 - 検討資料の添付
 - 委員名簿

4. 次回の進め方等

次回（第6回）は最終の会議となります。第5回会議まで集中的に調査検討してきた「議員定数」と「議員歳費」の答申に対する考えをまとめる。次に、平成21年度分の「議会評価」の内容等を参考にして議会基本条例全体について検討する。最後に、答申書の構成（項目）についての検討も予定しています。

※ 次回開催日 _____ 月 _____ 日 () _____ 時より

5. その他